とと認

を決定することについて、

このうち、

 $\sigma$ 証

文部科学大臣に報告をいたしました。

申請を受理することの報告を行った

料は確認できました。また、

認証を決定す

報告を行った際の資料については、

加したと思われる、

極めて近い資料が確

担当者がメモ書

認できなかったものの、

称変更の認証に際しましては、

永岡国務大臣

平成二十七年の旧統一教会の

名

申請を受理するこ

それぞれ事前

約束してください。

ただきたい。大臣、

この大臣レクの際の説明資料や備忘録を示

7

いただきたい。 村博文さんを当委員会に参考人として これを徹底的に解明するためには、 招 非

ただい まの 件に つきましては、 理

事会で協議をいたします。

大臣 更を許せば統 連が文科相、文化庁長官並びに宗務課長に 〇宮本(岳)委員 も報告を聞いているから分かるでしょう。 受理とそして認証という二つの手続を、 傾けることもなくスピード認証に突っ走ったと。 ともに、 名称変更の拒否の要請を行っております。 基に行うというのは、大臣だって、 文科大臣に報告したことが明らかになっています。 を作ってやっている。 のだと弁護団が訴えているんですね。それに耳を この認証に当たっては、 行うというのは、大臣だって、御自分がいつへの報告は説明資料や大臣レクなどのメモを 被害者回復請求を抑制する目的で行うも 一協会が新たな被害者を獲得すると 二〇 五 受理の前と認証の前に下村 先ほど申し上げました 年三月に 決裁文書 名称変 玉 弁

できております。

駄目ですよ」と呼ぶ) 自体を開示することは控えさせていただきます。 する情報を含みまして、 (宮本 成過程に関する文書であることから、 これらの報告資料 (岳) 委員 「何だ、 カン 法人 それは。 つ、 の 行 非 政 知 駄目ですよ、 0 この資料 部 事実に関 で意思

たい。 〇宮本 しては、 〇宮内委員長 間が来まし (岳) 理事会で協議をさせていただきます。 徹底的 委員 私は、もう毎定例 毎週とい それでは、 全く時間 是非きちっと出していただ まだまだたくさん問わなき うことで野 是非とも、 が足りません、 日 VI 党の側は要求 まの件につき 是非やってい 今後とも L き ま

この審議を徹底的 やならないことがあります。 ていますが、 時 質問を終わります。 本当に、 に続けていただくことを要求

衆議院文部科学委員会配付資料 ① 日本共産党 宮本岳志 2022年11月9日

## 地方政治に

# 勉強会で講師/首長の選挙応

の上で、

を示し、同性パートナーシップ制度への反対を訴えた。市や富山県は制 受けた。教団側が国政だけでなく、地方政治にも接近を図るのはなぜな 世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の関連団体の関係者がそんな考え 富山市議会の自民党会派が1月に開いた勉強会で、講師として招かれた のか。背景を探った。 度導入を検討しているが、市長や県知事も就任前、教団側の選挙支援を 「同性愛は心理的障害」「同性カップルの子育では問題あり」――。

接近



藤井裕久 富山市長

で担当していた女性(現在は退職)が 危機に立つ結婚と家庭のあり方ー (治団体「国際勝共連合」で婦人問題 複数の市議によると、勉強会は1 知人から紹介してもらった。反対派 だとは聞いていたが、教団との関係

「制度に詳しい人ということで、

ルの子育ては悪影響がある」「制度の なって、性自認が混乱したり、同性 性同一性障害を「心理的障害」とし、 える―」と題し、約1時間講演した。 に歯止めをかけましょう!」と呼び などとする学説を紹介。「同性カップ 変に依存するケースも少なくない ーーズは高くない」などと主張し、 「家庭崩壊や性道徳の退廃が原因と 同性パートナーシップ制度の拡大 資料によると、講演では同性愛る

同性パートナーシップ制度問題を考 議室で開かれた。教団を母体とする 月27日、富山市議会が入る庁舎の会

者のカップルを自治体が婚姻相当と 同制度は、LGBTなど性的少数 教団側と接点があったのは市議会

時点で147自治体が導入。富山県 派が勉強会を開いたという。 では2021年12月、副知事が導入 認めるもので、内閣府によると1月 調する動きがあったため、自民党会 を検討すると表明し、富山市でも同 この女性を講師として招いた市議

という話をした。幅広い意見を聞く の関係を隠して近づいたのだとすれ ば許せない」と話した。 ために勉強会をやったが、制度導入 と「ちょっと内容に問題があるよね」 は知らなかった」と釈明する。 ての危機感があったのでは。教団と 一方、参加した別の市議は「同僚

が「先進的な取り組みをしている」と 酷した熊本・鹿児島両県に市議6 √ て勉強会を開催。同年10月には、女件 的な家族観に基づく家庭教育につい 目民党会派がこの女性を招き、伝統 市議会では19年6月にも、当時の

反ジェン

は、初当選した21年4月の市長選で 支援を受けた。 だけではない。藤井裕久・富山市長

を話して支持を訴えた。 当選後の5 もらった。市内で開かれた関連団体 り、電話かけや名簿作成を手伝って 手伝いしましょうか」と申し出があ 「平和大使協議会」の集会にも登壇。 6月にも、集会に出席した。 家庭や地域のつながりの大切さり 藤井市長によると、教団側から「お

藤井市長は取材に「世界平和統

知らず、不勉強だった」と釈明。そ 家庭連合が旧統一教会のことだとは 子供の福祉の観点を無視できない 同性カップルの子育では問題あり 米国心理学会(APA) 報告書(200 米国心理学会(APA) 報告書(200 美生かどがの子はと此気して不 どを記した紙を受け取った。

として招かれた旧統一教会の関連団体関 係者が示した資料―大阪市北区で1日、 富山市議会自民党会派の勉強会で、講師

語った。 がきっかけ。6月に自民党県連が対 ら連絡があり、演説映像を貸したの 月ごろ、同連合県本部の事務局長か 申し出があり、同連合の活動方針な と、事務局長から「応援したい」と いた。後援会によると、同年3~4 体「世界平和連合」の支援を受けて 立候補に推薦を出すことが決まる た20年10月の知事選で、別の関連団 新田八朗・富山県知事も初当選し

を求める「推薦確認書」を提示し、 を推進しており、公約や県政に影響 るべきだ」などの内容が含まれて 複数の自民党候補者に政策への賛同 を与えることはない」と回答した。 知事はパートナーシップ制度の導入 たことが発覚。地方でも、教団の考 関係について承知していなかった。 国政では、教団側が21年衆院選で 同性婚に関する制度化に慎重であ 後援会は取材に「当時は教団との

えに沿った政治家を支援すること によると、1980年代後半まで、 で、政策への影響を与えようとした 里きを置く教義に基づき、<br />
反ジェン 大態が浮かび上がってくる。 が団は反共産主義を掲げて保守政治 北海道大の桜井義秀教授(社会学 連団体を通じて「回答を差し控える と答えた。 た」と指摘する。

とはなく、市政への影響はない」と や性教育に関する政策に影響を及ぼ があり、同性パートナーシップ制度 性は女性の役割を果たすという教義 い。ただ、具体的な要望を受けたこ たい狙いがあったのかもしれな 「教団には男性は男性、 として政治家とのつながりを利用し う思惑があったと思う。同時に、信 ダーフリーを唱えて賛同する政治家 ロジェクトチーム」(PT)を発足さ 巡って教団との共通点が多い。 守政治家は、ジェンダー政策などを ールするため、セーフティーネット 頼できる団体だと組織の内外にアピ に近づいてきたという。その理由を てきたのではないか」と分析する。 ・ジェンダーフリー教育実態調査プ 「教義を政策に反映してほしいとい そもそも、自民党を中心とする保 自民党は05年春、 「過激な性教育

り込まれた。 定したり、家族やひな祭りなどの伝 盛り込まないよう要請。この結果、 いる」として、「ジェンダー」の表現を 性教育や家族の否定教育が行われて ェンダーフリーの名のもと、過激な 同参画基本計画について、PTは「ジ せ、安倍晋三元首相が座長に就いた。 リーという用語を使用して性差を否 第2次基本計画には「ジェンダーフ 画社会とは異なる」などの文言が感 統文化を否定することは男女共同参 当時、見直しが議論された男女共

学)は「他の業界団体も政策への影 認証の仕組みを見直すことが重要 近づくことはあるが、問題は教団が 長らとの関係について尋ねたが、関 てきたことだ。宗教法人への審査や 響やお墨付きを得る目的で政治家に 『反社会的』と指摘される行動をし 毎日新聞は教団に、富山市議や市 立命館大の上久保誠人教授(政治

2022年11月9日 衆議院文部科学委員会配付資料 2 日本共産党 宮本岳志

は私はあると思いますよ。一つの客観的事実として団体行動だと見られる節をこのグループがやれば、それはやはり社会的なて、そしてこの団体の目標としている事業、活動

うに私は思います。

〇越智委員長 次に、土肥隆一君。〇東中委員 時間ですから、やむを得ません。

いう法律だと思うんですが、まず、宗教法人法のいう法律だと思うんですが、まず、宗教法人法というのは、私たちが何か犯罪を追いう法律だと思うんですが、そこに法人格を与えてくれ、そのためにはいろいろと問題があるでで、要するに、宗教団体が本当の意味で公益性をで、要するに、宗教団体が本当の意味で公益性をで、要するに、宗教団体が本当の意味で公益性をで、要するに、宗教団体が本当の意味で公益性をで、要するに、宗教団体が本当の意味で公益性をで、保全なり運営なりを円滑にやってくださいというのは、私たちが何か犯罪を追宗教法人法というのは、私たちが何か犯罪を追ぶる法律だと思うんですが、まず、宗教法人法のというない。

マネスの目的をお答えいただきたいと思います。 〇小野(元)政府委員 宗教法人法の目的といたし として全体系が組み立てられているというふうに 性、責任と公共性、こういった二つの要請を骨子 を確保するというところにございます。このた め宗教法人法は、信教の自由と政教分離の原則を 基本とし、宗教法人の責任を明確にするとともに、 を確保するというところにございます。このた め宗教法人法は、信教の自由と政教分離の原則を 基本とし、宗教法人の責任を明確にするとともに、 として全体系が組み立てられているというふうに として全体系が組み立てられているというふうに として全体系が組み立てられているというふうに として全体系が組み立てられているというふうに をえております。

ですから、宗教法人法というのは、宗教団体が持っているその建物ないし境内地、敷地、その他等のだというようなことをやめよう。それから、ものだというようなことをやめよう。それから、ものだというようなことをやめよう。それから、ものだというようなことをやめよう。それから、ものだというようなことをやめよう。それから、とって財産を中心にして宗教法人格を与える、こくって財産を中心にして宗教法人格を与える、これは今小野さんが言った趣旨と全く同じだと思うのであります。それ以上のものに考えるから、これは今小野さんが言った趣旨と全く同じだと思うのであります。それ以上のものに考えるから、これは今小野さんが言った趣旨というのは、宗教団体がおっているんだろうというふうに思うのでありかわってくるんだろうというふうに思うのでありかわってくるんだろうというふうに思うのでありかわってくるんだろうというふうに思うのでありんなどうやいまでは、宗教法人法というのは、宗教団体が持っている人が持ついる。

ださい。教法人を望むんでしょうか、その理由をお答えく教法人を望むんでしょうか、その理由をお答えく

ろうと思います。 と、法人の名前で財産等を取得することができる、と、法人の名前で財産等を取得することができる、と、法人の名前で財産等を取得することができる、

ことを言ってはならない。

思っております。の方がお考えになるのではないかというふうに宗教団体宗教法人の法人格を得たいというふうに宗教団体ざいますから、恐らくそういったことを勘案して、ざいますからもう一点は、税制上の優遇措置等もご

○井肥委員 ですから、これは物に着目しているということを忘れちゃならない。第一条の目的をということを忘れちゃならない。第一条の目的をということを忘れちゃならない。第一条の目的を上げておきたいと思います。
 □ もう一問。どうもこの委員会では、宗教が怪し上げておきたいと思います。
 □ とがぶんとにおってくるわけでありますが、宗教が怪し上げておきたいと思います。
 □ ということをまず申し上げておきたいと思います。

をお述べください。

い。公益性とは、公共性とは何なのか、その性格

ます。

で並べて宗教法人の全体的な公益性というようなで並べて宗教法人の全体的な公益性を発揮しているわけであって、そんな文章が行き届かないところにも宗教団体がいろいろなが行き届かないところにもやるし、医療活動が行き届かないところにもやるし、ところにボランティアだとか個人的な教済をやるところにボランティアだとか個人的な教済をやるところにボランティアだとか個人的な教済をやる

そういう意味では、私は、国会議員の皆さんがとないかというふうに思っております。じゃないかというふうに思っております。の宗教法人法の改正の問題は決着がつかないんじゃないかというふうに思っております。

〇ゼていただきたいと思います。 〇石田(勝)委員 石田勝之でございますが、質問〇種智委員長 次に、石田勝之君。

るのかどうか、まず最初にお尋ねしたいと思いも、その重要点がこれらについては網羅されていまについての要旨ということであります。重要点要についての要旨ということであります。この理求された資料が出されたわけであります。この理求された資料が出されたわけであります。この理事会で出された資料が出されたわけであります。この理事会で出された資料が出されたわけであります。この理事会質問に入らせていただきますが、去る十一

は、までのそれぞれの審議会あるいは特別委員会におる。 四月二十五日に開催いたしました百二十七回の宗 四月二十五日に開催いたしました百二十七回の宗 一次の審議の概要についてということで、今回の、 の小野(元)政府委員 御指摘の資料は宗教法人審

〇石田(勝)委員 宗教法人審議会特別委員会において、第七十九条から八十一条までの反社会的ないて、第七十九条から八十一条までの反社会的ないれ、第七十九条から八十一条までの反社会的ないれ、第七十九条から第四回の特別委員会で、もっと群六月二十日から第四回の特別委員会で、もっと群六月二十日から第四回の特別委員会で、もっと群六月二十日から第四回にわたる特別委員会においるように考えております。

○小野(元)政府委員 この七十九条、八十、八十
 ○小野(元)政府委員 この七十九条、八十、八十
 一条についての報告徴収・質問権のお話だと思いますが、これはそれぞれの特別委員会あるいは総会の護事の概要といいますが、主な議事についてこの中に入れてあるわけでございます。
 中というのは今すぐにここでお答えするのは難しいわけでございますが、この全体の流れを少し御いわけでございますが、主な議事についてこの中に入れてあるわけでございます。

ことの主な点については、この中に入っていると

審議会あるいは特別委員会の中で審議されました

これは時系列で並べてございますが、それぞれの



世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の友好団体が昨年の衆院選で、複数の自民党議員に憲法改正などへの賛同を求める「推薦確認書」(写真)を提示し、署名を求めていたことが分かった (関係者提供) 【時事通信社】 り、本件区別取扱いの合理性を検討するに当たって、我が国においては、同性愛者のカップルに対する法的保護に肯定的な国民が増加し、同性愛者と異性愛者との間の区別を解消すべきとする要請が高まりつつあり、諸外国においても性的指向による区別取扱いを解消する要請が高まっている状況があることは考慮すべき事情である一方、同性婚に対する否定的意見や価値観を有する国民が少なからずいることは、同性愛者に対して、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないことを合理的とみるか否かの検討の場面においては、限定的に斟酌すべきものというべきである。

以上のことからすれば、本件規定が、異性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たると解さざるを得ない。

10

15

20

25

したがって、本件規定は、上記の限度で憲法14条1項に違反すると認め るのが相当である。

- 4 争点(2)(本件規定を改廃しないことが、国家賠償法1条1項の適用上違法であるか)について
- (1) 国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであるところ、国会議員の立法行為又は立法不作為が同項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個々の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかの問題であり、立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべきものである。そして、上記行動

## 共 産主 義

た。 れないのは、 京・大阪・名古屋・福岡の 条に違反している」と 展開している中、 全国5カ所で同種の訴訟が の下の平等を定めた憲法14 裁判で3月17日、札幌地方 海道に住む同性カップル3 や法の下の平等を定めた憲 に賠償を求める訴えは退け 法に違反する」として、 いた差別的な扱いで、法 判所は「合理的な根拠を が国に損害賠償を求めた 同性同士の結婚が認めら 判断を示した一方、国 札幌を含め東 「婚姻の自由 初の司法 達

判断に喜ぶ原告の姿ばか

メディアの多くは「違憲

けている(同)。

長官も「政府とし

違法ではない ③現行規定を改廃していな 項、2項、13条に違反しな 関する諸規定は憲法24条1 で憲法1条1項に違反する 権の範囲を超え、その限度 れないのは、立法府の裁量 ら受ける法的手段が提供さ による法的効果の一部です ない民法、戸籍法の婚姻に いことは、国家賠償法上、 い②同性愛者に対し、婚姻 ①同性婚を認める規定が 判決の骨子は次の通り。

視点が欠けている」と判決

いだ」などとし、同性間のえて不合理な差別的取り扱 に違反すると断じた。 法の規定は「法の下の平等」 結婚を認めない民法や戸籍 のは、立法裁量の範囲を超 の一部すらも享受できない 姻によって生じる法的利益 ない」とし「同性愛者が婚 受けられる法的利益に差は 的指向の違いでしかなく、 思によって選択できない性 と異性愛者の違いは人の意 部知子裁判長は「同性愛者 同判決で、札幌地裁の武

①の憲法24条では「婚姻

両性の合意のみに基い

異は性的指向が異なるの

となるのは必定である。

があるにもかかわらず

らに違反するとはしておら 利を謳うが、判決ではこれ 命・自由・幸福追求」の権 ものと想定。 て成立」と結婚を異性間の 加藤勝信官房 13 条 は 生

性婚訴訟初判決で 暴走 法の Î 民法の規定が憲法 ては婚姻に関する

判断として注目を集めた。

は考えていない に違反するものと

18日付)。 えがある」と指摘 制度の目的・趣旨 判決。そもそもこ (「世界日報」3月 についてのはき違 の判決には、婚姻 させ判決本文で 家賠償請求を棄却 秀次麗澤大教授は ける奇妙なねじれ と会見で発言。 等」違反の判断だ。 14条「法の下の巫 し被告の国を勝訴 「主文で原告の国 《違憲》と結論づ 八木氏によると だが問題は②の 憲法学者の八木

釈でもあり、 と、 なく、夫婦の共同生活の法 は子を生み育てることでは は「婚姻制度の主たる目的 大多数の意見という。 と捉えるが、これは国の解 の出発点になっている」と 的保護だとし、これが判決 に子供は生まれないとい ところが、今回の判決で 同性間には生物学的 民法では伝統的 生み育てるもの 学界の通説で 婚姻を「子を

認識し、 ることが必要だ」と結論づ る」と司法の「偏向ぶり」 え認識できなくなってい 導き出すという、婚姻制度 の目的・趣旨が裁判所でさ 護にばかり着目し、 が2人の共同生活の法的保 に警鐘を鳴らすと同時に、 |婚姻制度の目的趣旨を再 一夫一婦制度を守 判決は婚姻 結論を

力点が置かれ、子供からの ップルの共同生活の保護に 社会の利益のためにするも ためだけではなく、子供や も、「結婚は夫婦の幸福の ち池谷和子長崎大准教授 を展開しているが、そのう 開している。同欄では八木 直言」でも同様の主張を展 3月22日付産経新聞「論点 だ。原告側は控訴し法廷闘 りに焦点を当てた報道姿勢 のでもある観点がない。カ 氏を含め3人の論客が持論 争を続ける模様だ。 八木秀次麗澤大教授は、

う、異性間との大きな違い 「異性愛者と同性愛者の差 ては「複数婚」まで認めよ 認めれば、一夫一婦制の破 壊はおろか「重婚」やひい 別と考えるべきだ。「共同 生み育てる場=結婚」とは う特定の立場に基づき判決 判官らが、同性婚推進とい る法改正をしろ》と命じて 条を無視して同性婚を認め る《立法権の侵害》ではな み込み、「判決は司法によ 日報紙の解説よりさらに踏 を批判している。 生活の保護」から同性婚を を出したのは明らか」だと いるに等しい」とし、「裁 いか。これでは国会に《24 [司法の暴走]を警告する。 同性愛者の権利は「子を 同欄での八木氏は、世界

11月9 2022年  $\Box$ 衆議院文部科学委員会配付資料 6 日本共産党 宮本岳志 2021年4月 日付 赤色の縦線は宮本岳志事務所

#### T法案 調整で頓挫 В 文言

#### LGBT法制を巡る与野党の対応

四回

目的と基本理念に「性的指向及び性自認を 理由とする差別は許されないものである

※差別の解消に実効性を持たせる

措置は含まれず

自民保守派が「差別は許されない」の文言

に対して「行き過ぎた差別禁止運動につな

今国会での提出見送り今

## 理解增進法案

理解増進のための 基本計画の策定を 政府に義務付け

- 企業や学校に啓発 や相談機会の確 保の努力
- 政府による施策の 実施状況の公表 (年1回)

との認識の下」を追加

がる」などと反発

### 差別解消法案

差別解消を図るた めの基本方針の 策定を政府に義務 付け

行政や企業に差別 的取り扱いの禁止 や合理的配慮を求 める

企業や学校に報告 を求めたり、助言、 指導、勧告などが できる

> 実務者で合 理解增進法案

自民で 党及手続き

# 状況を報告した。

**盟が開いた総会で、** 

相は三十一日、理解増進法 移会で了承がいただけて 条をまとめた超党派の議員 同を持って取り組みたい。 目民党の馳浩元文部科学 国会が終わるまで執

時間三十分を費やした。総 自民党内の手続きは八 消法案」を提出。企業や教 ど野党側は国会に「差別解 られた内容だ。立憲民主な 党の実務者協議で修正が図 などができる内容だった 育現場に助言、指導、勧告 定した要綱案を基に、与野 自民党が消極的だった

ため、大幅に譲歩して啓発 活動を促すことなど理念中 法案は、自民特命委が策

の批判が相次いだ。 でなく、訴訟が増える」 がる」「差別の範囲が明確 過ぎた差別禁止運動につな まれた「差別は許されな 者協議で基本理念に盛り込 ら異論が噴出。特に、実務 きが始まると、一部議員か い」との文言に対し「行き しかし、自民党内の手続 党内では特命委、

がらも、法案を足がかり 村智奈美衆院議員)としな が残っている」 することを狙った。 に拡充させる方向性を確保 野党側は「大きな隔たり 法に基づく施策をさら (

・

・

西

結果、

今国会には提出しな

役員会で「三役で協議した 勉総務会長は三十一日の党

ジョンに「多様性と調和 と強調。東京五輪の大会ビ せいにするのは恣意的だ」 るが、この法案だけ日程の 理だとの発言が聞こえてく 者会見で「国会日程上、 野幸男代表は三十一日の記

を掲げていることを念頭に

いと確認した」

と明言し

つくっておかねばならない

「主催国として、開幕前に

る

差別発言の撤回などを求める署名を提出す

がかたくなで、スタート地点さえ遠のいている。

(中根政人、奥野斐)

足がかり

めの具体策は盛り込まれず、さらなる法整備に向けた

**介り口となるはずだった。自民党の保守派の一部議員** 

などでの性的少数者の差別解消に実効性を持たせるた 出が見送られることになった。法案には、職場や学校

関する「理解増進法案」は、自民党内で「差別は許さ

超党派で合意したLGBTなど性的少数者の課題に

れない」との表現への了承が得られず、今国会への提

心の案で決着した経緯があ

ターに「私はあきらめてい

元防衛相は、

自身のツイッ

特命委員長の稲田朋美

任という形に終わっ

ない。今国会で成立させた

い」と書き込んだが、佐藤

政調審議会は通過したもの

で意見集約ができず、 の、最終決定機関の総務会

党

にした法案を、自民がつぶ

目民党の要綱案をベース

たことになる。立民の枝

#### 基本理念 差別は許されない」に反発

さん(三)らが同日午後、党本部の建 団法人fair代表理事の松岡宗嗣 筆の署名を同党に提出した。一 対し、当事者ら有志は三十一日、 的少数者への差別を助長する発言に 物管理の担当者に手渡したが、 言の撤回と謝罪を求める約九万四千 目民党議員によるLGBTなど性 一般社



支援団体代表理事の松岡宗嗣さん(中

自民に署名9万4000筆 差別発言に抗議

なども三十一日、 発信をする「プライドハウス東京 る」と語った。 また、五輪を機にLGBTの情報 抗議文を自民党は

うとする国の無責任でひどい姿勢が

の土井香苗さんは「五輪を開催しよ マン・ライツ・ウオッチ」日本代表 た。賛同する国際人権団体「ヒュー りなどに抗議する座り込みが続

問われている。世界が注目して

とされ、山谷えり子参院議員はトラ るような発言を繰り返したため二十 ンスジェンダーの競技参加を排除す 保存に背く」との趣旨の発言をした 日、署名を始めた。 衆院議員がLGBTについて「種の T め、対応してほしい」と訴えた。 党本部前では三十日から法案見送 与野党の実務者で合意したLGB 「理解増進」法案を巡り、簗和生

さんは「これだけ多くの人が発言を 問題だと思っている。声を受け止 員や議員は姿を見せなかった。松岡

る法整備の必要性を訴 ラスメントを明確に禁止す 究・研修機構の内藤忍副主 の考え方だ」と主張した。 定が必要だ」と、差別やハ 実効性のある差別禁止 も、救済の仕組みもない。 た人が訴える法律上の根拠 は)人権侵害や差別を受け い独立行政法人労働政策研 任研究員は「(増進法案に 法律というのが与野党共通 ハラスメント対策に詳し

2022年11月9日 衆議院文部科学委員会配付資料 ⑦ 日本共産党 宮本岳志